

成田市環境審議会 公募委員の募集について

| | |
|-----------------|--|
| 附属機関等の名称 | 成田市環境審議会(根拠条例:成田市環境審議会設置条例) |
| 附属機関等の所掌事務 | 成田市長の諮問に応じて環境の保全及び一般廃棄物の減量等に関し必要な事項を調査審議します。 |
| 募集人数 | 5人以内 |
| 応募資格 | <p>次に掲げるすべての要件を満たしている人とします。</p> <p>(1) 成田市に在住する令和7年11月1日現在で18歳以上75歳未満の人 (2) 成田市の他の附属機関等の委員に選任されていない人 (3) 国、地方公共団体の議員又は成田市の職員でない人 (4) 年4回程度、平日の日中に開催される会議に出席できる人</p> |
| 任期 | 令和7年11月1日から令和9年10月31日まで(2年間) |
| 会議の開催予定 | 年4回程度(平日) |
| 募集期間 | 令和7年8月1日(金)から9月1日(月)まで (郵送の場合は当日消印有効) |
| 応募方法 | <ul style="list-style-type: none"> 応募申込書に必要事項を記入し、作文と併せて市役所窓口への直接持込み、郵送又は電子メールによりご提出いただくか、ちば電子申請サービスを利用して申し込んでください。 作文は次のテーマで作成してください。文字数は800字程度とします。 「日頃感じている環境問題について」 (自然環境保全、地球温暖化の防止、3Rの推進などについての考え方を記述) 応募申込書や作文を電子メールで提出する場合は、WORD形式やPDF形式などで提出してください。ちば電子申請サービスを利用して応募する場合は、画面の案内に従って必要事項をご入力の上、申し込んでください。 応募申込書は環境計画課窓口で受け取るか、市のホームページからダウンロードしてください。作文の様式は特に指定しませんが、原稿用紙の様式が必要な方は市のホームページからダウンロードしてご使用ください。 |
| 選考方法 | 成田市環境審議会公募委員選考委員会を設置し、書類審査により選考します。選考結果について、応募した人全員に通知します。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ご提出いただいた応募申込書等は、返却しません。 応募申込書等に記載された個人情報は、成田市環境審議会の公募委員の選考以外の目的には使用しません。また、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。 成田市環境審議会の委員名簿(氏名)及び会議録は原則として公開されますので、委員としての意見等は公表されます。 会議に出席された場合には、成田市の条例に定められた報酬(日額7,700円)が支給されます。 |
| 問い合わせ先 (提出先) | <p>成田市環境部環境計画課 〒286-8585 成田市花崎町760番地 電 話 0476-20-1533 Eメール kankei@city.narita.chiba.jp</p> |